

令和6年度愛知県子育て支援員研修事業企画提案募集要領

1 事業目的

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」に基づき実施されている地域型保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、社会的養護関係施設等の事業の従事者として必要な知識等を修得するための研修を実施し、子育て支援員の養成を図ることを目的とする。

2 事業の内容

「令和6年度愛知県子育て支援員研修事業基本仕様書」（別紙1）のとおり

3 委託期間

委託期間は契約の日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 委託金額の上限

委託金額は、10,641,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 事業の実施体制

委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

6 応募資格

応募者は、下記に示すアからオの条件をすべて満たすものであること。

ア 令和6・7年度「入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」中分類「16. その他の業務委託等」小分類「03. 研修」に登録されている者、又は、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人のいずれかの者であること。

イ 応募受付期間において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

オ 国税及び愛知県税に未納のないこと。

7 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年4月17日（水）から5月10日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

愛知県福祉局子育て支援課子ども育成支援グループ

郵便番号：460-8501

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁西庁舎3階）

電話番号：052-954-6698（ダイヤルイン）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページ
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/06shienin>) からダウンロード可能とする。

エ 受付期間

令和6年4月17日（水）から5月10日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、令和6年5月10日（金）の午後5時までに必着とする）

(2) 提出書類

別添「企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

(3) 企画提案書の返却

提出のあった企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的に使用しない。

(4) 提出のあった企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

(5) その他

ア 1団体が提出できる事業企画提案書は、1案とする。2案以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。

イ 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

ウ 副本の表紙、背表紙及び各ページには、社名・ロゴ等の掲載は不可とする。

エ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

オ 選定された事業実施提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

キ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施にお

いては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

8 企画書等の作成に伴う質問と回答

企画書等の作成に際し、質問がある場合は「質問書」を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は別添「質問書」によるものとする。

ア 受付期間

令和6年4月17日（水）から4月22日（月）午後5時まで

イ 提出方法

提出は、電子メール（アドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。
その際の件名は「令和6年度愛知県子育て支援員研修事業に関する質問(事業者名)」
とすること。

(2) 回答

回答は、令和6年4月25日（木）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問は一切受け付けない。

9 選考方法

(1) 選考手順

提出された企画提案書について、愛知県が設置する選考委員会において、提出のあった事業企画提案書を基に提案者がプレゼンテーションを行い、選考委員会が最優秀企画提案者を選定する。県はその提案者と業務仕様を協議した上で、委託契約を締結する。

なお、選定にあたっては法令等に違反する企画案や県が行う事業として不適切な企画提案等は選考前に不採用とする。

ア 日程

令和6年5月下旬予定

1者あたり10分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

イ 注意事項

(ア) 詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知する。

(イ) プレゼンテーション資料は、応募時の提出書類のみとし、パソコン、プロジェクター等の機器は使用できない。

(ウ) プレゼンテーションに参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。

(エ) 選考結果は、プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知する。

(2) 選考基準

選考委員会においては、以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行う。

【審査項目・内容】

審査項目	審査内容
事業の理解	○本事業の趣旨・内容を十分理解しているか。
事業内容の的確性・独創性	○カリキュラムの内容は、子育て支援員研修事業実施要綱等に沿った内容となっているか。 ○スケジュール、人員配置は適正か。 ○研修講師の質は確保されているか。 ○実習（講義・演習を含む）を効率的かつ的確に実施出来るか。 ○研修内容等は愛知県の特色を活かした内容となっているか。 ○広報は多数の申込が見込める工夫がされているか。 ○その他、事業効果を高めるための付加提案はなされているか。
事業実施能力	○過去の実績も含め事業の実施計画は実現性が高いか。
社会的価値の実現に資する取組	○環境に配慮した事業活動 ○障害者への就業支援 ○男女共同参画社会の形成 ○仕事と生活の調和

(3) 選考結果通知

選考委員会実施日後、速やかに通知する。

10 契約条件

(1) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た金額とする。

ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 の各号のいずれかに該当する場合は、全額免除とする。

(2) 委託方法

事業実施にあたっての企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を委託契約限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。

なお、万一協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

(3) 支払方法

精算払いとする。

(4) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。

なお、契約金額については提案内容を勘案して決定するため、経費見積書記載の

見積金額と同額にならない場合がある。

11 受託予定者の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

- ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

12 事業実施日程

事業実施日程は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 令和6年4月17日(水)から5月10日(金) | 事業企画提案書応募受付 |
| (2) 令和6年4月17日(水)から4月22日(月) | 質問書受付期間 |
| (3) 令和6年4月25日(木) 予定 | 質問書に対する回答 HP掲載 |
| (4) 令和6年5月下旬予定 | 選考委員会の開催、委託先の決定 |
| (5) 令和6年6月上旬予定 | 委託契約締結、事業開始 |
| (6) 令和7年3月31日(月) | 事業実施報告書の作成・提出 |

13 その他

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (4) 企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。